

IV-2. ②各科目の平易な説明の資料

学校法人会計基準の改正について

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日文部科学省令第15号)が平成27年4月1日に施行され、平成27年度以降の計算書類に適用されることになりました。

改正の概要

- ①資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成し、資金の流れを明確化することとされました。
- ②従来の「消費収支計算書」が「事業活動収支計算書」に名称変更され、《教育活動収支》、《教育活動外収支》及び《特別収支》に区分することで、経常的収支及び臨時的収支の収支状況が把握できるようにされました。
- ③貸借対照表に「基本金の部」及び「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすることとされました。
- ④貸借対照表の固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けることとされました。

以下に、今回の改正に伴う「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」及び「貸借対照表」の各計算書記載科目の解説を記載しています。

資金収支計算書記載科目の解説

科 目		解 説
収入の部	学生生徒等納付金収入	在学を条件に一律に義務的に納付すべきもの。教育サービスの対価として、学則等で授業料、入学金、実験実習料等所定の均等額を納入すべき旨記載している。
	手数料収入	入学試験、編入学、在学証明等のために徴収する収入。教育研究活動に付随して用益の提供を行った場合に対価として徴収している。
	寄付金収入	金銭を寄贈者から贈与され、補助金とならないもの。「体育館新築資金」等用途指定のある特別寄付金と用途指定のない一般寄付金がある。
	補助金収入	国又は地方公共団体からの助成金であり、日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金を含む。
	資産売却収入	固定資産等(帳簿残高のある)の売却による収入。土地、建物、機器備品、有価証券等の売却収入をいう。
	付随事業・収益事業収入	教育研究活動に付随して、本法人実施事業から生じる収入。食堂・売店・寄宿舎等に係る補助活動収入、外部からの委託による受託事業収入等がある。
	受取利息・配当金収入	戴3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入及びその他の特定引当資産並びに預金の運用利息による収入をいう。
	雑収入	固定資産以外の消耗品等の売却、退職金財(社)団交付金、その他の雑収入等。学生生徒納付金収入から事業収入までに含まれない収入をいう。
	借入金等収入	新規借入れによる収入。長期借入金収入(借入期限が貸借対照表日後1年を超える場合)と短期借入金収入(借入期限が貸借対照表日後1年以内の場合)等がある。
	前受金収入	翌年度入学予定者から当年度末までに受け入れた学生生徒等の授業料、入学金、実験実習料等の前受金収入をいう。
	その他の収入	学生生徒納付金から前受金収入科目までに含まれない収入をいう。前年度末計上した未収入金の当年度回収、貸付金回収、預り金収入等がある。
	資金収入調整勘定	当年度諸活動に対応する収入であるが、当年度に資金の入金がないもの。期末未収入金(当年度授業料等の未収)と前期末前受金(翌年度授業料等の前納)勘定をいう。
前年度繰越支払資金	前年度決算において、当年度に繰り越しをした現金預金である。	
支出の部	人件費支出	本法人と雇用関係の教職員に支給する給料、理事・監事に支払う役員報酬、退職金支出等
	教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費であり、消耗品費・光熱水費・旅費交通費・通信費・奨学費・賃借料・保守費・支払報酬手数料など
	管理経費支出	教育研究経費以外の経費支出。学生生徒等の募集に要する広報費、消耗品費・光熱水費・旅費交通費・通信費・奨学費・賃借料・保守費・支払報酬手数料など
	借入金等利息支出	本法人の支払債務である借入金等の支払利息。
	借入金等返済支出	本法人の支払債務である借入金等の返済支出。
	施設関係支出	土地・建物・構築物(庭園、舗装、プール等)・建設仮勘定(建物、構築物が完成するまでの支出)等を取得するための支出。
	設備関係支出	耐用年数が1年以上で一定金額以上の教育研究用機器備品・その他の機器備品、図書、車両等を取得するための支出。
	資産運用支出	有価証券、国債、地方債等の購入支出
	その他の支出	人件費から資産運用支出科目までに含まれない支出をいう。
	資金支出調整勘定	当年度諸活動に対応する支出であるが、当年度に資金の支出がないもの。期末未払金(当年度納入物品等の未払)と前期末前払金(翌年度納入図書等の前払)勘定をいう。
次年度繰越支払資金	当年度決算において、収入の部合計より支出の部合計を差し引いた残額を翌年度へ繰越する現金預金である。	

事業活動収支計算書記載科目の解説

科 目		解 説	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	在学を条件に一律に義務的に納付すべきもの。教育サービスの対価として、学則等で授業料、入学金、実験実習料等所定の均等額を納入すべき旨記載している。
		手数料	入学試験、編入学、在学証明等のために徴収する収入。教育研究活動に付随して用益の提供を行った場合に対価として徴収している。
		寄付金	金銭その他資産を寄贈者から贈与され、補助金としないもの。用途指定のある特別寄付金、用途指定のない一般寄付金、資産の現物寄付金(消費収支特有の非資金収入)がある。
		経常費補助金	国又は地方公共団体からの助成金であり、日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金を含む。
		付随事業収入	教育研究活動に付随して、本法人実施事業から生じる収入。食堂・売店・寄宿舎等に係る補助活動収入、外部からの委託による受託事業収入等がある。
		雑収入	固定資産以外の消耗品等の売却、退職金財(社)団交付金、その他の雑収入等。学生生徒納付金から事業収入までに含まれない収入をいう。
	事業活動支出の部	人件費	本法人と雇用関係の教職員に支給する給料、理事・監事に支払う役員報酬、退職金、退職給与引当金繰入額(消費収支特有の非資金支出)等
		教育研究経費	教育研究のために支出する経費であり、消耗品費・光熱水費・旅費交通費・通信費・奨学費・賃借料・保守費・支払報酬手数料など
		【うち、減価償却額】	建物、機器備品等の固定資産を使用可能期間(耐用年数)にわたり、価値減少相当額(減価償却額)を費用計上する。事業活動収支特有の支出(非資金支出)である。
		管理経費	教育研究経費以外の経費支出。学生生徒等の募集に要する広報費、消耗品費・光熱水費・旅費交通費・通信費・奨学費・賃借料・保守費・支払報酬手数料など
【うち、減価償却額】	建物、機器備品等の固定資産を使用可能期間(耐用年数)にわたり、価値減少相当額(減価償却額)を費用計上する。事業活動収支特有の支出(非資金支出)である。		
徴収不能額等	授業料等未収額に対して、徴収不能見込額を計上するのが徴収不能引当金繰入額であり、未収額が徴収不能引当金を超えた場合に徴収不能額を計上		
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	戴3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入及びその他の特定引当資産並びに預金の運用利息による収入をいう。
		その他の教育活動外収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
	事業活動支出の部	借入金等利息	施設充実に伴う借入金の返済利息
		その他の教育活動外支出	財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受払等の経過的な活動に係る支出及び過年度修正支出をいう。
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。
		その他の特別収入	施設設備の充実等のための寄付金及び施設設備の現物寄付受領額並びに施設設備の拡充等のための補助金等をいう。
	事業活動支出の部	資産処分差額	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損をいう。
		その他の特別支出	災害等による損失額及び前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となる修正額をいう。

貸借対照表記載科目の解説

資産の部		科目		解説	
固定資産					
有形固定資産				貸借対照表日(会計年度末)後、1年以上使用する有形資産	
土地	建物	構築物	構築物	土地	校舎、体育館、寄宿舎、運動場等の敷地
教育研究用機器備品	管理用機器備品	図書	車	建物	校舎、体育館、寄宿舎、車庫等の建物本体と建物附属設備(電気、給排水、衛生、冷暖房設備等)を含む
建設仮勘定				構築物	プール、庭園、門塙、樹木等土地に定着したもの。建物附属設備以外の工作物
特定資産				教育研究用機器備品	学生用の机・椅子、教育研究用の実験器具・運動用具、標本、模型等
第2号基本金引当特定資産				管理用機器備品	管理部門の机・椅子・パソコン、食堂・寄宿舎の什器備品等
第3号基本金引当特定資産				図書	教育研究用に長期使用する図書であり、新聞雑誌等は含まない。
その他引当特定資産				車	スクールバス、公用車、公用トラック等
その他の固定資産				建設仮勘定	建物等が完成するまでの支払代金(工事前払金、手付金等)を一時的に処理しておく科目で完成時に本来の建物等科目に振替え
借地権	電線加入権	施設利用権	ソフトウェア	有価証券	学校法人を永続的に維持していくため、基本金組入計画に基づき基金を別途有価証券等で留保(引当)しておくもの
収益事業元入金					学校法人を永続的に維持していくため、将来の設備更新の資金及び教職員の退職金資金等をあらかじめ留保(引当)しておくもの引当特定資産
流動資産					貸借対照表日(会計年度末)後、1年以上使用する無形資産
現金預金	未収金	短期貸付	前払金		他人の所有する土地を建物等敷地や運動場等のために使用する権利であり、有償で取得したもの
					加入電話等の設備に要する負担金
					電気、ガス、水道等の供給施設設置に伴い電力会社等へ支払う負担金
					ソフトウェアの利用により将来の収入獲得又は、支出削減が確実であると認められる場合のソフトウェアをいう
					長期保有の国債、地方債、社債、株券、金融債等
					学校法人が寄付行為に定めた収益事業を行うための元入金をいう
					現金及びいつでも引き出し可能な預貯金
					入学金、授業料等の学生生徒等納付金、退職金財団交付金など年度末における未収額
					1年以内に返済期限が到来する短期留学貸付金
					翌年度に係る外国図書、諸会費、保険料等を当年度に前払いした額
負債の部		科目		解説	
固定負債					
長期借入金	退職給与引当金	長期未払金			返済期限が貸借対照表日(会計年度末)後、1年を超えて到来する借入金
					教職員の退職金の支給に備えるため、所定算定方法に基づき算定した額
					建物一部の貸付に係る敷金
					リース物件(固定資産)等に係る未払金のうち、支払時期が1年以上にわたるもの
流動負債					
短期借入金	前受金	未払金			返済期限が貸借対照表日(会計年度末)後、1年以内に到来する借入金
					翌年度の入学生に係る入学金、授業料、実験実習・図書費などの前受金
					教職員の給料等に係る源泉所得税、住民税、共済掛金などの一時預り金
					会計年度末における退職金、退職金財団負担金、物品などの未払金
純資産の部		科目		解説	
基本金					
第1号基本金					設立当初に取得した固定資産(土地、建物等)及び既設設備の規模拡大や教育の質向上のため取得した固定資産価格
第2号基本金					将来取得する固定資産に充てる金銭その他の資産の額であり、基本金組入計画に基づくものをいう
第3号基本金					特定事業目的のための奨学基金等として継続的に保持する額であり、かつ、運用する金銭(利息等)の額で基本金組入計画に従い行うものをいう
第4号基本金					恒常的に保持すべき資金(日常必要な運転資金)として、別に文部科学大臣の定める額をいう
繰越収支差額		科目		解説	
翌年度繰越収支差額					消費収入から消費支出を差し引いたものの当会計年度末までの累計額